

令和 6 年第 10 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 6 年 10 月 28 日 開会
令和 6 年 10 月 28 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 6 年笠間市農業委員会第 1 0 回定例総会

〔令和 6 年 1 0 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 8 報告第 1 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 9 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 10 報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 4 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 8 報告第 1 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第 9 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 10 報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 11 報告第 4 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

出席委員

2 番	高 野 尚 夫 君	1 2 番	長谷川 隆 君
3 番	青 木 勝 照 君	1 3 番	山 口 忠 栄 君
4 番	石 川 馨 君	1 4 番	小 沼 祐 君
5 番	伊 藤 孝 洋 君	1 5 番	込 山 祐 一 君
6 番	柳 橋 泰 君	1 6 番	大 橋 正 義 君
7 番	入 江 保 夫 君	1 7 番	佐 藤 清 章 君
9 番	國 谷 博 隆 君	1 8 番	田 山 悦 子 君
1 0 番	菅 井 亘 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 1 番	鶴 田 英 樹 君		

欠席委員

8 番 長谷川 愛 子 君

出席説明員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	島 田 耕 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	廣 瀬 美 和 子 君

午後 1 時 3 3 分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和 6 年第10回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員17名。よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により、10番菅井 亘委員並びに11番鶴田英樹委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の103、104について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅井 亘君） 103、104の番号について、調査の内容を報告いたします。

まず、103について、調査結果を報告いたします。

10月23日、指名調査委員2名、申請人、申請人の代理人2名の立会いで、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北に3.5キロメートルほど進みまして、左折したところに鹿島神社がございます。その神社の裏の公道から300メートル北に入ったところに点在しております。

申請内容は、売買による所有権移転でございます。

申請の内容について、報告いたします。譲渡人は、現在、空き家バンクに住宅と農地を登録中でございます。

譲受人は、譲渡人が登録した住宅の購入を希望しており、住宅に付属する農地を取得することです。先日、交渉が成立、妥結しまして農業の経営を実施することになり、さらに譲渡人からは、農業経営を行うということで、田植機とか軽トラ、そのほか数台、農機具を無償で提供していただけることになったそうです。

このように、事業計画は、現在、家族2名による経営を希望し、また、夫は大学で農業を実践、経験しており、今後も水稻、畑、栗、野菜等を栽培する計画でございます。

なお、譲受人は、現在の住宅で家庭菜園を行っております。

以上、特に問題点はないと思いますので、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

続きまして、104について、調査の結果を報告いたします。

10月23日、指名調査委員2名、申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請地、申

請人については、議案書に記載のとおりであります。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北に3.5キロメートル進みまして、鹿島神社の裏から公道を1キロメートルほど入ったところの畑です。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

なお、その畑は、譲受人の住宅に隣接しております。

譲渡人は、勤務上、農作業ができないということで、譲受人に耕作を依頼したわけでございます。

なお、譲受人は、申請地において野菜等を耕作していく計画でございます。

なお、申請地の隣接状況ですが、北側、西側が住宅です。東側が道路、南側が墓地になっています。

以上、許可相当と判断いたしますので、よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の105、106及び107について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。16番。

○16番（大槁正義君） 番号105について、報告します。

10月24日、調査委員2名と申請人、申請代理人と現地を調査してきました。申請内容、申請場所は、議案書のとおりです。

場所は、県道109号線、北関東自動車道の下をくぐって、東に約1キロメートル行って左折し、しばらく行ったところでした。

譲渡人は、自宅近くの農地だが、病気で管理できないため売りたい。譲受人は、近くに住んでおり、栗を栽培し、規模を拡大したいとのことです。

機械等は軽トラック1台で、トラクターなどはそろっていませんが、栗を栽培するという事で特に問題ないと思います。

農業技術、労働力ともに問題ないと見てきました。承認をお願いします。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号106について、現地確認をした結果について、御報告いたします。

10月25日、指名調査委員全員と申請者、これ栽培担当の方なのですが、立会いの下、現地確認を行いました。

申請場所は、国道50号線稲田交差点を笠間方面に500メートル進んだ右側です。申請地の所在地の面積、譲渡人、譲受人は、議案書のとおりです。

申請理由は、営農型太陽光発電の区分地上権の設定です。これにつきましては、今年の3月末日までの期間だったのですが、相続の関係で遅れたことに対しての始末書が添付されております。

現状は、北側が国道50号線、東側が太陽光発電施設、西側が雑種地、南側が水田となっております。

過去3年間ありまして、特段、周りからのクレーム等はありません。

関係書類も整っておりますが、営農型太陽光発電に関連する申請のため農地法第5条の規定による許可申請とあわせての御審議をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 16番。

○16番（大橋正義君） 番号107について、報告します。

10月の24日、調査委員2名、申請人立会いの下、現地を調査してきました。

場所は、県道109号線の北関東自動車道をくぐって、東に1.5キロメートルぐらい行った山あいには上がっていく一番端の田んぼでした。

権利関係は売買による所有権移転です。

譲渡人は、市外に住んでいて、高齢で管理ができないため、農地を譲りたい。譲受人は、近くで耕作中であり、規模を拡大したいとのことです。

譲受人は、近くで田んぼを耕作していて、農業技術、機械、労働力ともに問題ないと見てきましたので、承認をお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の108について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

12番。

○12番（長谷川 隆君） 番号108について、調査結果を報告します。

10月24日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線、平沢ガソリンスタンドから西に2.5キロメートル、南に約1キロメートルのところ です。

譲受人の申請理由は、借り受けて耕作していたが、安定的に耕作するため、譲り受けるということでした。譲渡人の申請理由は、要請により譲り渡すということです。

栽培するものは、梅の栽培を行います。現在、梅が植えてありますので、すぐ栽培できるということです。農機具について、乗用草刈機、草刈り機、その他を持っています。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の103から108につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号106番保留、その他については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の15について、議席番号2番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（伊藤孝洋君） 申請番号15番について、調査の結果を報告いたします。

去る10月25日、指名調査委員と申請人の代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地の申請内容、申請地等については、議案書のとおりです。

申請地は、笠間市赤坂にありますイオン笠間店の北側の住宅街の一角です。

場所は、東側が公衆用道路、西側が宅地、南側が雑種地、これは駐車場になっております。北側が公衆用道路です。

申請人の理由としましては、現在住んでいる場所が不便のため、便宜の良いところに住宅を造りたいということです。取水等は公共上水道。雑排水については公共下水道。その他、資金計画については自己資金ということであります。付近の農地に対する影響は、雨水が自然浸透なため問題ないと思います。その他、日照、通風、騒音等についても問題ないと思てまいりました。現状は駐車場となっておりますが、始末書も提出されております。

以上の調査結果より、許可相当と判断いたしますので、御審議のほどよろしく願いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の16について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

14番。

○14番（小沼 祐君） 申請番号16につきまして、調査結果を報告いたします。

10月25日9時より、指名調査委員2名と代理人2名により立会いを行いました。申請地、申請人につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線セブンイレブン土師交差点を南へ300メートル行き、左折し、10メートル先を左折し、150メートル行った左側です。

申請人の事由は、現在、家族3人借家で生活していますが、荷物が増え手狭になってしまったため、新しい自己住宅を建築したいということです。

隣接地の状況は、東側、道路、西側、畑、南側、畑、北側、畑です。

取水は上水道。汚水、雑排水は、合併処理槽による宅地内処理です。雨水排水は、浸透による宅地内処理です。隣接地への日照等、耕作への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の16につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の15につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の117から120について、議席番号2番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（伊藤孝洋君） 申請番号117について、調査結果を報告いたします。

申請地、申請内容につきましては、議案書のとおりであります。

去る25日8時15分より、指名調査委員と代理人立会いの下、調査してまいりました。

なお、譲渡人の方は、親子の2名の所有になっていますので、この方にも電話で確認をいたしました。

場所は、セイブ笠間店より北側に約300メートル入った住宅地の一角で、笠間市で区画整理を行った場所です。

東側が市道、西側が市の管理水路、南側と北側が個人住宅となっております。

譲受人の理由としては、現地周辺は住宅地であり、住宅を建てるのに立地的にも良いところであり、譲渡人により快諾を得られたので申請をしたということでもあります。

また、譲渡人は地区内に居住しておりますが、土地の活用を考え譲渡することにしたということでもあります。

取水については公共上水道、雑排水については公共下水道。その他、雨水等については、敷地内浸透であります。住宅地の中ですので、農地に対する日照、通風等については、影響はございません。

権利については、売買であります。

以上のことから、許可相当と判断いたしますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、調査番号118、119、120については、関連していますので、一括で報告をしたいと思います。

10月25日9時30分より、指名調査委員と代理人立会いの下、調査をしてまいりました。譲渡人には電話で確認をしております。譲受人についても、担当者不在で立ち会えないということで、代理人さんにお願ひしますということでした。申請地、申請内容については、議案書のとおりであります。

申請地は、笠間市内の石本病院の東側100メートルくらいの休耕地の水田の一角です。道路を挟み、申請番号の118、119は道路より北側、120番は南側となっており、周囲は東西が道路と用水路に囲まれたところです。

譲受人の理由としましては、立地が平坦なところで、太陽光発電施設をつくるのに、太陽の光が遮られない最高な場所で、譲渡人より快く譲渡してもらうことができたということです。

また、譲渡人は、休耕中の水田であり、遠方に住んでおり耕作もできず、耕作する予定もないため売却することにしたということでもあります。

近隣の農地に対する影響は、平坦地のため日照、通風、その他については問題ないと見てまいりました。

また、太陽光発電施設に関する確約書も提出されております。

権利は売買であります。

以上のことから、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の121、122について、議席番号7番、16番委員より調査報告をお願いします。

7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号121及び122について、御報告いたします。

最初に121なのですが、10月24日、指名調査委員全員と譲受人の立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及び地目、譲受人、譲渡人等は、議案書のとおりです。

申請場所は、2024年3月に開通しました笠間市道稲田小学校入口前の信号から笠間方面へ500メートル進行した右側の箇所です。

権利は有償による所有権移転で、申請理由は宅地の拡張をし駐車場と物置を設置することです。既に整備工事等の着手はされており、始末書が提出されています。

取水排水は予定ではなく、雨水については敷地内処理を行う予定です。総じて、隣接地への影響はないと判断しました。

なお、関係書類も完備されているので、許可相当と判断しました。御審議をお願いいたします。以上です。

続きまして、申請番号122について、御報告いたします。

10月25日、指名調査委員全員と申請者、これ栽培担当者なのですが、立会いの下、現地確認を行いました。

なお、本件につきましては、先ほど第3条の規定による許可申請番号106と同一の場所でございます。申請所在地、地目、面積と譲渡人、譲受人は、議案書のとおりです。

申請理由は、営農型太陽光発電施設下部の支柱の一部転用です。今回、この一部転用期間の再申請が遅れたことに対し、始末書が出されています。

現地確認をした状況について、説明に当たり、一時休憩をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時02分休憩

午後2時41分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

番号の123について、議席番号17番、18番委員より調査報告をお願いします。

17番。

○17番（佐藤清章君） 申請番号123について、調査の結果を報告いたします。

10月24日に指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、平町大沢の大沢保育園の東側十字路を東へ100メートルほど進んだ左側です。

譲受人の申請理由は、不動産の購入需要があり、建売住宅を建築したいとしております。譲渡人の理由は、要請により譲渡するとしております。

権利関係は売買です。

隣接地への影響は、当地は西側が緩やかに傾斜している土地となっており、高低差があるため、土留めを施工するとしております。

隣接状況は、東側が山林、現況は栗畑と宅地、西側が山林、現況は栗畑、南側が市道、北側が宅地となっており、耕作地への日照、通風等の影響はないものと見てまいりました。

給水は公共上水道。汚水、雑排水は公共下水道。雨水は、位置指定道路は指定道路内浸透処理槽にて処理、宅地は宅地内浸透処理です。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の124、125及び126について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。
4番。

○4番（石川 馨君） 番号124番につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月25日に調査委員2名と代理人立会いの下、現況を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、穴戸駅より南西に600メートル辺り行ったところであります。

申請理由につきましては、現在の住居は、土地が借地であり、賃貸料が高価なため、契約更新をする前に土地を売買にて求め、自己住宅を建てたいとのこととあります。譲渡人は、会社勤めであり管理ができないので、要望に応じるとのこととありました。

隣接状況は、東側、道路、西側、雑種地、南側、道路、北が畑で、何も作っておりませんでした。農地への影響はないと見てまいりました。

取水計画は市水道引込。排水計画につきましては、合併浄化槽にて敷地内処理であります。雨水につきましても、敷地内処理であります。

関係書類等の完備もなされており、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号125番、126番について、報告いたします。

まず、番号125番について、調査の結果を報告いたします。

10月25日、指名調査委員2名、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。代理人、譲受人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、住吉のセブンイレブンの十字路を南へ500メートル、北関東自動車道の陸橋の手前を右折し、100メートルほど行ったところです。

譲受人申請理由は、現在、夫の実家にて生活しているが、夫の弟も同居しており手狭で、自分たちの住宅を持ちたいと考え、職場の近い実家の土地を貸してもらうことにしたとの

ことです。譲渡人は、要望に応えるとのことでした。

権利関係は使用貸借です。

申請地の状況は、東側、宅地、南側、宅地、西側、畑、北側、畑です。日照、通風には問題ないと見てまいりました。

取水は市上水道。汚水、雑排水は農業集落排水に接続。雨水は浸透ますです。

その他関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号126番について、調査の結果を報告いたします。

10月25日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号線随分附十字路を水戸方面に50メートルほど行ったところです。

譲受人申請理由は、現在、昭和46年に親が建てた持ち家に4人で住んでいるが、耐用年数も過ぎ、老朽化激しく、間取りも狭く、空調の効きも悪く、生活に最適でないので、持ち家を建てる計画を立て、親の了解を得られたので、事務所と兼用住宅及び資材置場を造りたいとのことでした。譲渡人は、後継者の息子夫婦の要望に応えたいとのことでした。

権利関係は使用貸借です。

隣接地の状況ですが、東側、道路、西側、畑、南側、畑、北側、道路です。

取水は市水道。排水は公共下水道。雨水は敷地内浸透処理です。

また、この申請は、5月の総会にて、農振除外の申請があったものです。

そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の122及び126につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の団体の農地の区域内にあるため、第一種農地と判断されます。

番号の117につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号122番保留、その他につ

いては原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は番号122番保留、その他については原案どおり決定されました。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定
について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

議案書につきましては、8ページから13ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が11件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が3件、賃貸借権の設定が8件となります。合計17筆、7万4,879平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書8ページから13ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時57分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第 7、議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、14 ページから 18 ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が 10 件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が 10 件となります。合計 15 筆 1 万 8,138 平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書 14 ページから 18 ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第 5 号（一括契約）については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限を受ける案件が 1 件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第 5 号（一括契約）の番号 70 について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4 番石川 馨委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 59 分休憩

午後 2 時 59 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号（一括契約）の番号70について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（一括契約）の番号70は原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時00分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号（一括契約）の1件を除く9件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号（一括契約）の1件を除く9件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第5号（一括契約）の1件を除く9件について、原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第8、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

18番。

○18番（田山悦子君） 番号2につきまして、調査の結果を御報告いたします。

10月24日に指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出地につきましては、ファッションセンターしまむら友部店のY字路の東側付近でございます。

この件につきましては、茨城県が主体となつて行う経営体育成基盤整備事業友部地区における排水路工事の仮設道路の設置及び資材置場として使用するための一時転用でござい

ます。転用期間は、令和6年11月1日から令和7年3月31日までとしております。

この事業は、土地改良事業であり、農地法第5条第1項第7号のその他、農林水産省令で定める場合として規定した同法施行規則第53条第4号に該当する土地改良法による事業であり、県知事の許可要件から除外された案件でございます。

現地の周辺は水田ですが、問題ないものとして見てまいりましたので、御報告いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。

議案書につきましては、20ページから22ページになります。

番号126は、当該地の耕作をやめるため合意を解約するものです。

21ページになります。

番号の127、128は、耕作者が見つからないため合意を解約するものです。

22ページになります。

番号129は、高齢のため、経営規模を縮小するため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について報告いたします。

議案書につきましては、23ページになります。

番号6は、水戸地方法務局から、令和6年9月18日付で農地の現況等について照会があ

りました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和6年9月30日、月曜日、午後4時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道50号線、石井の交差点から稲田方面へ約290メートル進んだ先にある信号を右折し、市道（笠）0224号線を約1.5キロメートル進み、中地原集落センター入口から180メートル先の左側にありました。

現地の状況ですが、管理はされていませんが、栗の木が数本あったことから、水戸地方務局へは9月30日付で農地と報告いたしました。

番号7は、茨城租税債権管理機構から、令和6年9月3日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和6年9月30日、月曜日、午後4時10分から御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、WORKMAN Plus 友部店の交差点を北東方向へ曲がり、市道（友）3498号線から市道（友）2965線へ約450メートル進んだ先の十字路を右折し、市道（友）3153号線を130メートル進んだ先の右側にありました。

現地の状況ですが、1筆は耕作されている田であり、もう一筆は保全管理されている田であったことから、茨城租税債権管理機構へは9月30日付で農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の5について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

16番。

○16番（大橋正義君） 事業完了届5について、報告します。

10月24日、調査委員2名、申請人立会いの下、現地調査をしてきました。

場所は、来栖のパチンコ店の道路を挟んだ反対側の道路沿いの農地です。

計画書のとおり、低地が解消され、栗が栽培されていました。

報告は以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で、提出議案の審議は全て終了いたしました。
これにて、令和6年第10回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後3時08分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

10番 委 員

11番 委 員